

平成 30 年 9 月 定例会（第 333 回）
10 月 19 日

[今井光子議員 討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

政務活動費に関する二つの議案について日本共産党の討論

平成30年 9月 定例会（第333回）

平成三十年

第三百三十三回定例奈良県議会会議録 第七号

九月

平成三十年十月十九日（金曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十三名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 欠員	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	四二番 今井光子
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、決算審査特別委員長報告と同採決
- 一、追加議案の上程及び同採決
- 一、意見書決議
- 一、議員派遣の件

○議長（川口正志） これより本日の会議を開きます。

○議長（川口正志） この際、お諮りします。

追加議案の上程及び同採決、意見書決議及び議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（川口正志） 次に、人事委員会から去る十月十日、職員の給与等に関する報告及び勧告があり、この写しは既に各議員に送付しておりますので、ご了承願います。

○議長（川口正志） 次に、議第八十三号、議第九十号及び報第二十九号を一括議題とします。

まず、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――十九番松尾勇臣議員。

◆十九番（松尾勇臣） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、付託を受けました議案、すなわち議第八十三号「平成二十九年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」及び議第九十号「平成二十九年度奈良県歳入歳出決算の認定について」並びに報第二十九号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、本会議あるいは各委員会での議員各位の意見及び監査委員の審査意見等を参考に、決算の内容が予算議決の趣旨に沿い計画的かつ効率的に執行され、また、所期の目的が十分達成されたかについて、理事者から細部にわたって説明を受け、慎重に審査を進めてまいりました。

その概要を以下順次申し述べることにいたします。

はじめに、議第八十三号、平成二十九年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分及び決算について申し述べます。

大滝ダム等を水源とする第三次拡張事業計画に基づき、前年度に引き続き県営水道施設の拡張工事を実施するなど、その目的に従い、事業が概ね適正に執行されていきました。

今後は県人口の減少や県民の節水意識の向上等による配水収益の減少が予想され、また水道施設の老朽化に伴う更新等による経費の増加が見込まれるところです。このため、引き続き水需要の中長期的な動向を見極めつつ、「安全で良質な水」の廉価・安定供給を図るとともに、「県域水道ビジョン」及び「奈良県営水道“ぶらん2019”」に基づき、県域水道におけるファシリティマネジメントを進め、健全な運営に努められるよう望むものであります。

次に、議第九十号、平成二十九年度奈良県歳入歳出決算について申し述べます。

一般会計の実質収支は、二十八年度に比べ、歳入が三十一億六千百三十五万円、歳出が三十八億六千七百四万円増加したものの、翌年度に繰り越す財源が七億千八百三十四万円減少したことから、前年度より千二百六十四万円増加し、十八億千六百七十万円となりました。

まず、歳入面では、予算現額に対する収入の割合は九十二・三％であり、予算額と決算額との差の主な要因は、公共事業等の繰越があったことなどによるものであります。

収入済額は、前年度に比較して〇・七％、三十一億六千百三十五万円の増加となっておりますが、これは、県債が減少したものの、県税、地方交付税、国庫支出金が増加したこと等によるものであります。

なお、収入未済額は前年度に比べ減少したものの、依然として多額な状況であります。未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれることを望むものであります。

次に、歳出面について見ますと、予算現額に対する執行率は九十一・五％であります。歳出不執行の主な要因は、公共事業等の繰越などによるものであります。

支出済額は、前年度に比較して〇・八％、三十八億六千七百四万円の増加となっておりますが、これは主として、地域・経済活性化基金積立金が増加したこと等により積立金が増加したこと、県税交付金等の増加により補助費等が増加したこと等によるものであり、歳出全般としては、概ね、所期の目的を達したものと認められるところであります。

しかし、諸般の事情により不用額が生じている事業及びやむを得ず繰越されている事業もあり、予算の計画的な執行による年度内完了に一層努められるよう望むものであります。

今後とも、法規性、経済性、効率性及び有効性について考慮し、内部統制の重要性を認識し、適正な事務の執行に努められるよう望むものであります。

次に、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費ほか十二特別会計の実質収支の合計額は、財源の確保、経費の節減合理化に努められた結果、四十億九千四百八十一万円となっております。各特別会計の設置目的に従い、概ね適正に執行されておりました。

今後とも、財政環境はさらに厳しくなると見込まれることから、各会計の予算の執行にあたっては、経済性、効率性に配慮しながら、事業目的を確実に達せられるよう望むものであります。

以上が、議第八十三号及び議第九十号に対する総括的な意見の概要であります。自由民主党、自民党奈良、創生奈良、国民民主党、公明党の各委員からは、付託を受けた各議案については、認定に賛成であるとの意見がありました。

日本共産党、日本維新の会の各委員からは、議第九十号については、認定できないとの意見がありました。

なお、日本維新の会からは、不認定の理由として、(仮称)奈良県国際芸術家村に関連する決算が含まれている等のためとの意見の開陳がありました。

よって、議第九十号については、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。なお、議第八十三号については、全会一致をもちまして、原案どおり認定することに決しました。また、報第二十九号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

また、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳があり、その主な要望・意見については、次のとおりであります。

一 女性職員の能力が最大限発揮できるよう働きやすい職場づくりや、能力に応じた管理職への登用に取り組まれないこと。

一 南部地域・東部地域の振興を推進するため、本庁機能のさらなる移転による橿原総合庁舎の機能強化を検討されたいこと。

一 人口減少社会が進む中、地域の実情に応じた取組に必要な財源を確保する観点から、法定外目的税など新たな財源の研究に努められたいこと。

一 生活保護制度や児童福祉制度の充実を図るため、ケースワーカーや児童福祉司等職員の確保に引き続き努められたいこと。

一 災害により被災を受けた県有施設や工作物等の復旧については、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切に対応されたいこと。

一 地籍調査は公共事業や災害復旧等の迅速化に資することから、市町村と連携し、より一層の推進を図られたいこと。

一 大和川流域内の内水浸水被害の解消を図るため、「奈良県平成緊急内水対策事業」を早期に進められたいこと。

一 (仮称)登大路バスターミナルの供用開始により周辺道路の渋滞が緩和されるよう、バスの動線等について、十分に検討されたいこと。

一 道路や河川の維持管理や学校施設の環境改善等、県民生活に身近な課題を的確に把握し、迅速な対応を図られたいこと。

以上これをもって決算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川口正志) 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十七番小林照代議員に発言を許します。――十七番小林照代議員。

◆十七番(小林照代) (登壇) 日本共産党を代表して、平成二十九年度一般会計決算について反対討論を行います。

平成二十九年度末の県債残高は、一兆五百一億円、前年度末と比較しますと減少していますが、県民一人当たり七十六万六千円となり、引き続き高い水準です。

歳出では、人件費が八億四千七百万円の減となっていますが、その主な要因は職員数の減少によるもので、職員のモチベーション低下、長時間労働、健康破壊につながるものです。

三年目を迎えました、平成二十九年度奈良大立山まつりは、若草山焼きと開催日程を合わせ、短縮して行われましたが、その経済効果は不明です。

(仮称)奈良県国際芸術家村計画は、建設費用だけでも九十九億五千万円と見積もられていますが、運営費がどれだけかかるのか、明らかにされていません。

メインの事業は、文化財の修復・修復技術の伝承・展示と言われておりますが、県が進めている「芸術家村」は、観光振興、地域振興を合わせ目的として、道の駅、農産物直売所やサイクルセンター、イベント広場、民設民営ホテルも誘致するなど大掛かりな複合施設の計画です。

観光振興、地域振興に役立つのか、事業の見通しは不透明です。

文化財の修復技術の伝承・人材育成、貴重な資料の保管・展示などしっかり行える施設は多くの関係者が求めており、そこに焦点を絞り、計画の抜本的な見直しが求められます。

巨額の投資は、日々の暮らしに苦闘する県民の理解が得られません。

奈良県は、二〇一七年十月「県域水道一本化を目指す姿と方向性」をまとめ、その推進を図ってきました。

すでに、検針や滞納業務の共同化、県水と市町村の施設共同化が進んでいます。どのエリアの検討でも、「広域化を進めたい」という県の主導のもと住民・議会に十分な説明がなく問題点が先送りにされています。「一部事務組合になれば、一層住民・議員の関心が薄れ、自治体は責任を放棄するのではないか」「住民抜きで進むのではないか」「県域水道一体化後の民間委託が心配」と不安が広がっています。

さらに、県は、広域化の事業開始に向けてスケジュールに基づき進めていますが、「県域水道一体化ありき」でなく、直接多数の住民の意見を聞く機会を市町村と一緒に設けるべきです。水は命に直結するものです。水道事業をどうするのかの議論を住民参加で進めて行くことが求められています。

なお、「県域水道一体化」によって、県営水道エリアは三つの浄水場に集約していくとされていますが、災害への対応など、慎重な検討が必要です。

九月六日に発生した北海道胆振東部地震では、全道が停電するブラックアウトが起きました。

地震発生時の電力需要量の半分を苫東厚真火力発電所の三基が供給しており、その三基が停止したことで全道停電が起きました。

水道事業においてもこれは教訓としなければなりません。

今年は、豪雨、地震、そして台風と災害が多発しています。災害の現場の最前線で復旧・支援活動に携わる消防職員・救急救命士が不足しています。消防職員の確保、早期是正が急がれます。

また、教職員の減少が続く中、定数内講師がふえています。教職員の負担の減少と、ど
の子にも行き届く教育を進めるために、正規職員をふやすことが求められます。

以上の理由により、平成二十九年度一般会計決算に反対をいたします。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第九十号について、起立により採決します。

本案については、決算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求
めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

議第八十三号及び報第二十九号については、決算審査特別委員長報告どおり決すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案二件については、委員長報告どおりに決しました。

○議長（川口正志） 次に、二十番阪口保議員ほか五名から、議第九十三号「奈良県政務
活動費の交付に関する条例を廃止する条例」についての議案が、十八番清水勉議員ほか三
名から、議第九十四号「奈良県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」に
ついての議案が提出されました。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議第九十三号及び議第九十四号を一括議題とします。

まず、二十番阪口保議員に提案理由の説明を求めます。――二十番阪口保議員。

◆二十番（阪口保）（登壇）ただいま上程されました議第九十三号「奈良県政務活動費
の交付に関する条例を廃止する条例」につきまして、提案者六名を代表いたしまして、提
案理由を説明させていただきます。

奈良県議会議員の政務活動費の廃止は、本年三月二十四日から生駒市の市民団体が地
方自治法に基づく直接請求を、生駒市、御所市、橿原市、奈良市等で行い、約二万筆の署
名を集めました。しかし、県内の有権者の五十分の一の約二万三千人に至らず、期限内に
達成できませんでした。

そこで、直接請求の署名者の民意を受け継ぎ、奈良県政務活動費の廃止の議員提案をす
るものです。

政務活動費については、全国で不正使用が発覚しており、奈良県においてもそのような事案がありました。

また、奈良県でも、毎年、政務活動費での住民訴訟が提起され、現在、奈良地裁・大阪高裁で係争中の事案は、八件あります。

政務活動費の額は、議員一人当たり年額三百六十万円（議員三百三十六万円・会派二十四万円）。平成三十年度予算は、四十四名の議員に総額で一億五千八百四十万円計上されています。

しかし、政務活動費に要する費用は、これだけではありません。

裁判の弁護士費用は、県が負担し、政務活動費の事務処理に係る職員の人件費等もあります。要するに、膨大な負担が県にかかっていると言えます。本県の厳しい財政状況を考えると政務活動費を廃止する時期にきていると考えます。

現在の運用の実態は、二〇一七年度は、年度初めに受給を辞退した二人を除く県議四十一名と八会派に一億四千三百八十八万円が交付され、うち約四割の五千四百七十八万円弱が返還されました。

本年度は、議員四十三名のうち、八名の議員が政務活動費を辞退し、その辞退額は、二千六百八十八万円です。その結果、一億二千七百九十二万円と交付額が減少しました。

また、この交付額の中から昨年同様、使用しなかった政務活動費について県に返還がなされますので、昨年の返還推移に鑑みると、辞退者分と返還分で約四割強、額で約七千万円が使用されないと考えられます。

奈良県では、八名の議員が政務活動費を辞退し、その他の議員においても、一部を交付されても返還するという事態になっており、政務活動に要する経費は、約一千二百万円の議員報酬から支出すべきではないでしょうか。

私の属する創生奈良会派では、本年度、四名の議員が政務活動費の廃止に賛同する立場から辞退しております。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に十八番清水勉議員に提案理由の説明を求めます。一一十八番清水勉議員。

◆十八番（清水勉） （登壇）議第九十四号「奈良県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について、提案の理由を申し上げます。

四年前に発覚した「兵庫県の号泣県議会議員」の政務活動費不適切使用に端を発し、日本全国の地方議会の一部で政務活動費の不適切な支出が行われていることが判明いたしております。

奈良県議会においても、残念ながら事案が発生したことは慙愧に堪えません。

その後、政務活動費の適切な使用を行うため、積極的な情報開示を行うことと定め、平成二十九年度分の政務活動費から既にインターネットで開示が行われています。

しかしながら、一般市民の目線とはかけ離れた用途で支出が行われているとして、県知事に対して該当する議員に対する「政務活動費返還訴訟」が続いているのも事実でございます。

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例第一条に「この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、奈良県議会議員の責務と規範を定めるとともに、奈良県議会の権威と名誉を守り、主権者たる県民の厳粛な信託に応え、もって清浄で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。」と明記されております。

今回、私ども日本維新の会は、この倫理条例の趣旨に沿うため、会派から提案をさせていただきました「奈良県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）」は、過去三年間の政務活動費活用実績を根拠に、今後とも必要であると思われる最低限度、議員個人支給分を、現行月額二十八万円から十八万円に減額を提案するものでございます。

平成二十九年度決算書によりますと、議会費で約一億円の不用額、そのうち、負担金、補助及び交付金で約七千万円の不用額が計上されておりました。道路維持費や河川維持費などの県単独費用の予算が不足している現状、私どもの提案により約五千万円の財源が捻出できることとなります。

議員諸氏におかれましては、現下の厳しい財政状況の下、県民目線に立ち、ゆるぎない議会改革を推進する意味において、何とぞ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。
○議長（川口正志） お諮りします。

議第九十三号及び議第九十四号については、質疑及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十五番岡史朗議員に発言を許します。一一十五番岡史朗議員。

◆十五番（岡史朗）（登壇）議長のお許しをいただきましたので、公明党会派を代表して、提出されております、議第九十三号と議第九十四号の二議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

政務活動費は、ご存じのように、平成十三年四月から、地方自治法で追加・創設され、その前身である政務調査費が地方分権のための諸改革の中で、分権後の主要な担い手として、重要性が増していく議会に対して「議会活動の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため」の制度として創設されました。そのことから、政務活動費は、政務調査研究等の活動のために支給される費用であります。

したがって、議第九十三号の政務活動費を廃止するということは、私ども議員が県民より負託を受けた本来の県政における調査活動の調査範囲が狭められる可能性があり、また議員の経済事情に応じた政務活動しかできないということが生ずるわけでございます。そ

れでは、県民の利益を損なうことにつながるのではないかと考えます。また、奈良県政務活動費の交付に関する条例第五条第三項に、政務活動費の辞退をすることができる」と書かれておるわけでございます。したがって、辞退をしたい方は辞退ができるようになっているわけでございますので、私どもは、その判断は各議員が判断されるべきだろうというふうに思うわけでございます。

むしろ今、問題になっているのは、県民の皆様には納得いただける使い方であり、適正かつ透明性の高い収支報告とチェック体制の強化を行うことが重要であります。そして、何よりも県民の皆様への血税を使わせていただいているといった自覚と緊張感が必要と私は考えます。そうした上で、県民の皆さんに透明性を確保し、説明責任を果たすことが大変重要なポイントであると考えます。

また、議第九十四号の政務活動費の減額については、いずれ、しかるべき協議体での熟議が必要とは考えますが、政務活動費を減額しても県民からの不正使用に対する疑義は払拭できず、チェック体制の強化こそ必要であると考えます。

私ども公明党会派としては、政務活動費の不正の背景には、「前払い」と議員の「使い切り」意識があるのではないかとする県民感覚を払拭する上においても、現在行われております前払い制から、事後清算する「後払い制」に改め、同時にチェック体制の強化に取り組むことで、県民の皆様のご理解が得られると考えております。

本来であれば、私ども公明党として、この案件を議員提案として上程させていただきかけたのですが、提案賛同議員が四名に至らなかったため、今回この場をお借りして、反対討論をもって、私ども公明党会派の主張とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（川口正志） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）政務活動費に関する二つの議案につきまして、日本共産党の討論を行います。

政務活動費は地方自治法に基づき、地方議員の調査研究やその他の活動に役立てる経費の一部として、自治体から議会における会派や議員に対し、公費として支給される費用です。

政務活動費の用途は、調査研究、研修、広報、陳情活動、会議、資料作成、資料購入、事務費、事務所費、人件費などと幅広く、これらの活動に係る委託費用、交通費、宿泊代なども含まれます。充当が不適當な経費と判断されるものには、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費などがあります。

政務活動費は、二〇〇一年度に制度化された政務調査費の交付が、二〇一二年九月の地方自治法改正により、政務活動費制度と改められたことにより生まれた名称です。

当初の政務調査費は用途が調査研究に限られていました。この改正により、どのような用途の支出を政務活動費として認めるかは、各自治体によって決定されるようになりました。

た。これに伴い、事実上は議員のさまざまな活動に対し、議員自身の裁量で処理される経費として認められるようになりました。

二〇一四年兵庫県議会の議員の不正が発覚し、全国的に使途が問題になる中、奈良県では二〇〇八年度から、一円からの領収書の添付を義務づけ、政務活動費の透明化を図り、県民に広く公開するようになっていきます。

残念ながら奈良県でも、領収書偽造で議員辞職がありました。県議会は、これを重く受け止め、奈良県では二〇一七年に奈良県政務活動費に関する条例を改正し、現在はこれに基づいて運用しています。

オンブズマンによるチェックが行われることで、廃止意見も出ていますが、広いエリアから選ばれ意見を聞き調査する立場の県議会議員にとっては必要なものと考えます。

問題は政務活動費ではなく、その使い方であり、決められた使途で使い、公表していけば問題はないと考えます。経済力がある議員も、ない議員も等しく県民から託された責任を果たすうえで必要であると思います。ましてや廃止して、議員歳費に上乘せするようなことがあれば、県民の理解を得られるものではありません。

よって、議第九十三号廃止条例に反対します。

次に、政務活動費の一部改正し、十万円削減する案に対しての意見を述べます。

政務活動費は毎月会派に一人二万円、議員に二十八万円が支給されています。実態は全額使わず返済していることがあり、議第九十四号の実態に合わせた改正案については賛成いたします。以上です。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第九十三号について、起立により採決します。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立極めて少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議第九十四号について、起立により採決します。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

多数ですか、少数ですか。

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（川口正志） 次に、四十一番山村幸穂議員より、意見書第八号、エアコン購入など生活保護基準の改善を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山村幸穂議員に趣旨弁明を求めます。――四十一番山村幸穂議員。

◆四十一番（山村幸穂） （登壇）意見書第八号、エアコン購入など生活保護基準の改善を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第八号

エアコン購入など生活保護基準の改善を求める意見書（案）

総務省消防庁は本年九月四日、同年八月二十七日から九月二日の一週間における熱中症による救急搬送人数が二千七百九十四人（速報値）であることを発表しました。今年分は四月三十日から熱中症による救急搬送人数の調査を始めており、消防庁が掌握している累計人数は九万二千九十九人（速報値）となっています。多くがエアコン未設置の屋内で過ごしていたり、エアコンの使用を控えたことによる発症であり、厚生労働省は夜間でもエアコンによる室温管理や水分補給など予防の徹底を呼びかけています。

しかし、生活保護法では、七月一日から一時扶助において冷房器具の購入が認められましたが、一部の人に限られており、修理費用については認められていません。また、生活保護費には、暖房費の冬季加算はありますが、エアコンの電気代のための夏季加算は認められていません。

よって、本議会は、政府及び国会に対し、生活保護世帯への支援策として、次の事項について対策を講じられるよう強く要望いたします。

一 エアコンの購入及びエアコンの修理代について、生活保護受給者に対し生活保護基準の一時扶助として認めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年十月十九日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川口正志） 三番猪奥美里議員。

◆三番（猪奥美里） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第八号、エアコン購入など生活保護基準の改善を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） 十一番田中惟允議員。

◆十一番（田中惟允） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第八号、エアコン購入など生活保護基準の改善を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、四十一番山村幸穂議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、四番山中益敏議員より、意見書第九号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山中益敏議員に趣旨弁明を求めます。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏）（登壇）意見書第九号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第九号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成二十八年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は十二万件を超え、五年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成二十八、二十九年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、次の事項に取り組むことを強く求める。

一 平成二十八年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

二 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

三 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談

所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

四 全国共通ダイヤル「一八九」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

五 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSW（スクールソーシャルワーカー）を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年十月十九日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川口正志） 五番川口延良議員。

◆五番（川口延良） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第九号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（川口正志） 十六番西川均議員。

◆十六番（西川均） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第九号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、四番山中益敏議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

平成三十年十月十九日

次のとおり議員を派遣します。

一 第十八回都道府県議会議員研究交流大会への参加

(一) 目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(二) 場所

東京都千代田区平河町二 - 四 - 一

都市センターホテル三階コスモスホールほか

(三) 期間

平成三十年十一月十三日（火）

(四) 参加者

川口延良 中川 崇 田中惟允 田尻 匠

荻田義雄 宮本次郎 新谷紘一 粒谷友示

二 平成三十年度奈良県南方諸地域戦没者追悼式への参加

(一) 目的

沖縄をはじめとする南方諸地域における奈良県出身戦没者一五、八七一柱に謹んで哀悼の意を表し、その冥福を祈願する。

(二) 場所

沖縄県糸満市米須

「大和の塔」

(三) 期間

平成三十年十一月十六日（金）

(四) 参加者

田尻 匠

三 第四十二回全国育樹祭

(一) 目的

幅広い国民運動としての国土緑化運動の一環として、活力ある緑の造成機運を高め、次代への連帯性を深める。

(二) 場所

東京都調布市西町二九〇 - 一

「武蔵野の森総合スポーツプラザ」

(三) 期間

平成三十年十一月十七日（土）～平成三十年十一月十八日（日）

(四) 参加者

和田恵治

四 第十五回近畿六府県議員交流フォーラムへの参加

(一) 目的

近畿圏における府県議会の共通課題について、近畿六府県の議員が意見交換を行い、もって府県議会議員の連携・交流を推進する。

(二) 場所

神戸市中央区下山手通五丁目十番一号
兵庫県議会議場ほか

(三) 期間

平成三十年十一月十九日（月）

(四) 参加者

猪奥美里 山中益敏 佐藤光紀 田中惟允
清水 勉 山本進章 新谷紘一 粒谷友示
山村幸穂

五 地方議会活性化シンポジウム二〇一八への参加

(一) 目的

地方議会を巡る課題や具体的な取組を題材に、地方議会への多様な人材の参画をどのように実現するか等について意見交換を行い、広く情報発信をする。

(二) 場所

東京都港区白金台一 - - - 五〇
シェラトン都ホテル東京

(三) 期間

平成三十年十一月十九日（月）

(四) 参加者

小泉米造

○議長（川口正志） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（川口正志） これをもって、平成三十年九月第三百三十三回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（川口正志） （登壇）九月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る九月十三日に開会されました今定例会も、付議されました一般会計補正予算、平成二十九年度決算等の議案及び県政の重要課題について熱心に調査、審議をいただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第でございます。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、日ごとに秋も深まり、すがすがしい季節を迎えておりますが、皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため一層ご活躍されますようご祈念申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

本会議をはじめ各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△午後一時五十七分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

る。

奈良県議会議長	川口正志
同 副議長	奥山博康
署名議員	亀田忠彦
署名議員	池田慎久
署名議員	猪奥美里